

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：電気通信大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	(株)日立インフォメーションテクノロジー公共システム技術部	教員基本データベース機能追加・変更および教員自己評価機能追加	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 石井隆治 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月10日	7,644,000	随意契約	本学で運用中の本データベースのカスタマイズのためシステムの開発業者以外に対応できないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
2	セイコー・イーजीアンプ(株)	32ch2位相マルチロックイン アンプ モデル7210-SP	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 石井隆治 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成18年6月12日	15,498,000	随意契約	本学にて選定した機器の販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
3	中央電子(株)	6ポート型ベクトル・ネットワーク・アナライザ(VNA)試作機	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 石井隆治 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成18年7月3日	7,971,000	随意契約	本学と契約先との共同研究の成果を基に試作する機器のため技術情報等の保護等の観点から他に依頼できないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
4	エクセルテクノロジー(株)	ダイオード励起Nd:YLFレーザー	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 石井隆治 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成18年7月10日	7,999,425	随意契約	本学にて選定した機器の販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
5	(株)ワークスアプリケーションズ	人事・給与システム	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 石井隆治 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成18年8月1日	15,750,000	随意契約	本学にて選定したシステムの販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
6	アジレント・テクノロジー(株)業務部	ネットワークアナライザ他	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 國友孝信 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成18年9月29日	9,800,000	随意契約	本学にて選定した機器の販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
7	IPGフォトニクスジャパン(株)	Tmファイバーレーザー	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 國友孝信 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成18年10月13日	7,192,500	随意契約	本学にて選定した機器の販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
8	コヒレント・ジャパン(株)	再生増幅器同期システム	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 國友孝信 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成18年12月15日	6,090,000	随意契約	本学にて選定したシステムの販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
9	コヒレント・ジャパン(株)	グリーンレーザ	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 國友孝信 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成19年1月15日	7,182,000	随意契約	本学にて選定した機器の販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
10	丸文(株)	極短パルスTi:sレーザー発振器	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 國友孝信 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成19年1月23日	8,400,000	随意契約	本学にて選定した機器の販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
11	(株)東京インストルメンツ	ファイバーレーザーFP1064-1型	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 國友孝信 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成19年1月25日	7,616,700	随意契約	本学にて選定した機器の販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
12	サイバネットシステム(株)	高周波回路設計システム MicrowaveOffice	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 國友孝信 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成19年1月25日	5,418,000	随意契約	本学にて選定したソフトウェアの販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
13	(株)ミユキ技研	BCI解析プログラム	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 國友孝信 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成19年2月7日	5,250,000	随意契約	本学にて選定したソフトウェアの販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
14	(有)サンプラス	単一周波数安定化光源システム	国立大学法人電気通信大学 契約責任者 國友孝信 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	平成19年2月26日	7,990,500	随意契約	本学にて選定したシステムの販売業者が他に存在しないため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：電気通信大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
15	サイバネットシステム (株)	会話型数値解析プログラム MATLAB	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成19年3月14日	5,827,500	随意 契約	本学にて選定したソフトウェアの販売 業者が他に存在しないため(会計規 則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
16	丸善(株)八王子営業部	IEEE/IEE Electronic Library Online 平成18年度分	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月1日	9,324,000	随意 契約	本学が選定したオンラインライブラリ を提供できる業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
17	エヌ・ティ・ティ・リース (株)	教育用電子計算機システム (1)賃貸借	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月3日	24,486,000	随意 契約	本学の学科等の教育用計算機の賃 貸借契約の期間変更契約のため(会 計規則第28条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行		
18	エヌ・ティ・ティ・リース (株)	教育用電子計算機システム (2)賃貸借	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月3日	22,869,000	随意 契約	本学の学科等の教育用計算機の賃 貸借契約の期間変更契約のため(会 計規則第28条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行		
19	エヌ・ティ・ティ・リース (株)	教育用電子計算機システム 賃貸借	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月3日	29,736,000	随意 契約	本学の学科等の教育用計算機の賃 貸借契約の期間変更契約のため(会 計規則第28条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行		
20	富士通リース(株)	教育用電子計算機システム 賃貸借	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月3日	26,875,800	随意 契約	本学の学科等の教育用計算機の賃 貸借契約の期間変更契約のため(会 計規則第28条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行		
21	富士ゼロックス(株)首 都圏営業部	ゼロックス社製電子複写機 賃貸借	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月3日	7,697,340	随意 契約	本学の要求する複写機賃貸借の実 施要件を満たせるのは選定業者以外 になかったため(会計規則第28条第1 項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行		
22	特定非営利活動法人 国際レスキューシステ ム研究機構	平成18年度大学ベンチャー 創出推進に対する再委託	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月3日	9,400,000	随意 契約	選定した法人以外では契約の目的を 達成できないため(会計規則第28条 第2項、契約事務取扱規程第12条第5 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
23	富士通(株)	財務会計システム保守	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月3日	7,041,180	随意 契約	本学で運用中の本システムの保守は システムの開発業者以外に対応でき ないため(会計規則第28条第1項第1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
24	医療法人社団医協会菊 野台クリニック	学生定期健康診断 胸部間 接撮影	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年7月3日	5,015,896	随意 契約	本学の実施する学生の定期健康診 断の実施要件を満たせるのは選定業 者以外になかったため(会計規則第 28条第2項、契約事務取扱規程第12 条第5号)	見直の余地あり	競争入札に移行		
25	あずさ監査法人	監査契約	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年7月3日	6,300,000	随意 契約	本学の法人化後における監査業務を 担当した実績等から本学の監査人に 適当であると判断したことと文部科学 大臣により選任されたため(会計規 則第28条第2項、契約事務取扱規程 第12条第5号)	見直の余地あり	19年より公募を実施		
26	トピー工業(株)新事業 開発部	「戦略的先端ロボット要素技 術開発プロジェクト」再委託 業務	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年8月25日	19,371,450	随意 契約	特定の者以外では契約の目的を達成 できないため(受託研究の再委託契 約)(会計規則第28条第2項、契約事 務取扱規程第12条第5項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	
27	(株)スベック	平成19年度電気通信大学 入試処理請負業務	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 國 友孝信 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年10月16日	7,350,000	随意 契約	本学の入試処理システムのカスタマ イズを含むためシステムの開発業者 以外に対応できないため(会計規則 第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：電気通信大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
28	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	電気通信大学本館昇降機 他保全業務	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年4月3日	19,066,950	随意 契約	本館等に設置されている三菱電機 (株)製の昇降機の性能及び安全な運 転を維持するため、かつ緊急時にお ける早期の対応を図る必要があり、 製造元の関係会社である三菱電機ビ ルテクノサービス(株)と、会計規則第 28条第1項第1号の規程に基づき、随 意契約とした	見直の余地あり	競争入札に移行 (20年度まで複数年契約のため、21年度契約から)		
29	(株)奥野設計	電気通信大学耐震対策事 業(G棟・C棟)改修設計業 務	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 國 友孝信 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成19年3月8日	8,925,000	企画競争 ・公募	標準型プロポーザル方式により、複 数の業者から技術提案書を提出さ せ、建設コンサルタント選定委員会 において技術提案書を審査し、最も高 い評価であった者と、会計規則第28 条第1項第1号の規程に基づき、随意 契約とした	その他(引き続 き企画競争・公 募を実施)	企画競争・公募を実施		
30	ニッポー設備(株)	電気通信大学A棟改修機械 設備工事	国立大学法人電気通信 大学 契約責任者 石 井隆治 東京都調布市 調布ヶ丘1-5-1	平成18年7月10日	35,175,000	随意 契約	工事希望型競争入札を行ったが、落 札者がいなかったため、契約事務取 扱規程第13条第1項の規程に基づ き、随意契約とした	その他	競争入札に移行		
31	(株)東京電力	電気料			17,244,434	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
32	(株)東京電力	電気料			11,727,151	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
33	(株)東京電力	電気料			16,576,923	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
34	(株)東京電力	電気料			19,092,458	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
35	(株)東京電力	電気料			22,137,397	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
36	(株)東京電力	電気料			22,108,005	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
37	(株)東京電力	電気料			18,705,843	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
38	(株)東京電力	電気料			17,987,272	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
39	(株)東京電力	電気料			17,800,949	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
40	(株)東京電力	電気料			19,019,181	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：電気通信大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
41	(株)東京電力	電気料			20,360,451	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
42	(株)東京電力	電気料			18,341,138	随意 契約	本学に長期にわたり安定的に電力を 供給できる事業者が他に存在しない ため(会計規則第28条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
合計					585,364,443						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合は除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」